

### 随意契約（相手方指定）調書

|       |                         |            |
|-------|-------------------------|------------|
| 件名    | 修繕契約（ゆいの森あらかわ空調設備等機器交換） | No.5200513 |
| 工（納）期 | 令和4年11月30日              |            |
| 契約締結日 | 令和4年8月15日               |            |
| 契約金額  | 3,469,400円（消費税込み）       |            |

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 契約相手方   | 三菱電機ビルソリューションズ株式会社<br>(法人番号：7011505001632) |  |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。                                 |  |
| 備考      |  |  |

## 業者選定理由書

|             |   |
|-------------|---|
| 件名          | 修繕契約（ゆいの森あらかわ空調設備等機器交換）   |
| 指名業者<br>（案） | 名称 三菱電機ビルソリューションズ株式会社<br>所在地 東京都荒川区荒川七丁目19番1号<br>代表者 代表取締役 松本 匡   |
| 特命理由        | <p>本件は、ゆいの森あらかわの空調設備等機器について、交換推奨年数を超過したため交換修繕を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、<br/>本件は、施設の空調設備に不具合を生じさせないよう動作条件等を最も熟知した者の施工が必要である。</p> <p>上記業者は交換対象機器の設置・保守事業者であるため、既存環境や機器の動作条件等を最も熟知していることから、安全で確実な履行が期待できるとともに、不具合発生時の責任所在を明確化できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p> |
| その他<br>特記事項 | ○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号<br>（性質又は目的が競争入札に適さないもの）   |